

基準 6 内部質保証

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを確立するため、令和 3(2022)年度に「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部内部質保証の方針」を定めた。本学の内部質保証に責任を負う組織は、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議（以下、「運営会議」）とし、運営会議のもとに、教育研究活動および管理運営についての自己点検・評価を総括する組織である八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部自己点検評価委員会（以下、自己点検評価委員会）と、情報の収集・分析を通じて教育、研究、社会貢献、管理運営の支援を行う組織である八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 IR・EM 委員会（以下、IR・EM 委員会）を位置づけている。

八戸学院大学短期大学部（以下、本学）では、自主的・自律的な大学評価（自己点検評価・外部評価・相互評価・認証評価）を行うために、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部大学評価に関する規程（以下、評価規程）」を定めている。この「評価規程」に基づき、内部質保証のための自己点検・評価活動を担う自己点検評価委員会が設置され、毎年度自己点検評価を実施している。自己点検評価委員会は令和 2(2020)年 4 月から学長直轄の組織となり、学長の責任のもと、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部自己点検評価委員会規程」に基づき、本学の教育研究活動および管理運営などについて、全学的な点検・評価活動を行っている。

また、自己点検評価委員会と同様に学長直轄の組織となった八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部インスティテューショナル・リサーチ（IR）委員会から令和 3(2021)年 4 月に再編された IR・EM 委員会が、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 IR・EM 委員会規程（以下、IR・EM 委員会規程）」に基づき、教育、研究、社会貢献、管理運営などに必要な情報収集・分析を行っている。

【資料 6-1-1】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部大学評価に関する規程

【資料 6-1-2】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部自己点検評価委員会規程

【資料 6-1-3】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 IR・EM 委員会規程

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検評価委員会および IR・EM 委員会が学長直轄の組織となり、内部質保証のための組織体制が整備されるとともに責任体制がより明確になった。今後も公益財団法人日本高等教育評価機構（以下、評価機構）の定める評価基準に準拠した自己点検・評価を継続的に実施していくために、内部質保証のあり方について検討を行い、改善を図る。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では「八戸学院大学短期大学部学則（以下、学則）」第1条に定められた目的を達成するため、「学則」第2条に「本学は、高等教育機関としての教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動、その環境および大学運営等の状況について包括的に自ら点検・評価を行う」と定めている。

また、「学則」第2条2項に基づいて「評価規程」を定め、この「評価規程」第3条に基づき、毎年度、自己点検評価委員会が主体となって自己点検・評価を行っている。さらに、「評価規程」第5条に基づいて、自己点検・評価の質向上を目指す自主的・自律的な評価活動として、学校法人光星学院（以下、法人）内の八戸学院大学との間で相互評価を行い、自己点検・評価の結果を検証している。

自己点検・評価の結果は、自己点検評価委員会から八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議（以下、運営会議）に提出され、「学則」第2条の2「本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする」に基づき、「八戸学院大学短期大学部自己点検評価書（以下、自己点検評価書）」として発行している。「自己点検評価書」は、八戸学院大学短期大学部教授会において全教職員に配付され、このことにより、現状認識および取り組むべき課題について、法人、教職員間での共有を図り、教育研究環境などの改善に活用できる体制を整えている。加えて、情報公開として「大学公式ホームページ」にも掲載し、学内外に広く公表している。

【資料 F-3】 八戸学院大学短期大学部学則

【資料 6-2-1】 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部大学評価に関する規程

【資料 6-2-2】 令和2年度 八戸学院大学短期大学部自己点検評価書

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

学内外のさまざまな情報は教務委員会、学生委員会、入試運営委員会、広報委員会、就職支援委員会などの委員会活動や学科内の事業を通じて多方面で収集されている。IR・EM委員会はそれらの情報を整理・分析し、また独自の情報収集・分析を行うべく、「IR・EM委員会規程」に基づいて活動している。

【資料 6-2-3】 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 IR・EM 委員会規程

2年間の学修支援、学生生活支援、キャリア支援の満足度を明らかにして改善につなげるために、令和元(2019)年度から「卒業時アンケート」を毎年度実施することが決定された。回収率は令和2(2020)年度は100%、令和3(2021)年度は96%であった。

学修成果の把握のために、令和2(2020)年度に各学科でそれぞれディプロマ・ポリシー

に基づいたルーブリック評価表を作成し、全学生が自己の学修成果を確認した。前・後期の定期試験日程に組み入れて実施しているため、回答率はほぼ 100%を維持している（令和 3(2021)年度後期は 96%）。令和 3(2021)年度は前年の結果を踏まえて評価項目の見直しを行った。また、統計的手法による分析を試み、学修成果の肯定的な時系列の変容が確認された。この調査は今後も継続し、学生の 2 年間の変化を追跡して教育効果の検証を図る。

さらに、令和 3(2021)年度は教育課程の適切性について、3 つのポリシーに基づく 3 つの領域を設定して IR 情報の整理・分析から検証を試み、それが担保できていることを確認した。その結果は 3 月の運営会議および教授会において報告され、全教職員によって共有された。このように、IR などを活用した十分な調査・データの収集と分析が行われている。

【資料 6-2-4】卒業時アンケート

【資料 6-2-5】「学修成果の把握」アンケート

【資料 6-2-6】「IR 情報による八戸学院大学短期大学部の教育課程の検証について」

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

「卒業時アンケート」「学修成果の把握」アンケート等、今後も継続実施し、教育の成果を検証する。教育課程の適切性の検証については、必要なデータの範囲を拡大し、一層の充実を図る。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

内部質保証のための PDCA サイクルは以下の通りである。まず、本学の各組織はアセスメント・ポリシーに沿ってデータを収集し、自己点検・評価を実施してその結果を自己点検評価委員会に提出する。自己点検評価委員会はそれらを総括して自己点検評価書を作成し、運営会議に報告するとともに、改善に向けての提言を行う。一方、IR・EM 委員会は集められたデータを分析し、その結果を運営会議に報告することで、改善や見直しにつなげる情報を提供し、自己点検評価委員会はその情報を自己点検評価に活用する。最終的に、運営会議は IR・EM 委員会から提供された教学に関わる情報および自己点検評価委員会による提言を受けて、本学の各組織に必要な措置を指示し、教育研究活動の改善を図る。

さらに、学長の指示のもと、学科および各委員会は毎年度当初に事業計画書を、年度末に事業報告書を提出し、教授会で情報共有している。この事業計画書と事業報告書は PDCA サイクルを意識した様式・内容となっており、内部質保証のための PDCA サイクルが確立されている。

学長は毎年「自己点検評価書」を踏まえて短期大学全体の事業計画書および事業報告書を作成し、大学運営の改善・向上を図っている。また、事業計画は年度初めの教授会で説明され、短期大学全体で共有されており、これを起点に各学科の運営が行われている。このように、本学の PDCA サイクルの仕組みは確立され、機能している。

【資料 6-3-1】内部質保証に関する方針

【資料 6-3-2】内部質保証システム体系図

【資料 6-3-3】アセスメント・ポリシー

【資料 6-3-4】令和 4 年度学科・委員会の事業計画書

【資料 6-3-5】令和 3 年度学科・委員会の事業報告書

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

学長の監督・責任のもと、短期大学運営の改善・向上を図るとともに、各学科において抽出された課題を本学の PDCA サイクルに連動させ、見直しや改善を実施する。

【基準 6 の自己評価】

内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを確立するため、令和 3(2022)年度に「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部内部質保証の方針」を定めた。本学の内部質保証に責任を負う組織は、運営会議とし、学長直轄の組織である自己点検評価委員会と IR・EM 委員会の活動が教育研究活動の改善につながる流れが整理された。

「内部質保証のための自己点検・評価」に関しては、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施するため、「学則」、「評価規程」に基づき、毎年度、自己点検評価委員会が主体となり、本学の教育研究活動および管理運営などについて、全学的な自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の結果は、「自己点検評価書」として学内外に公表するとともに、法人内の八戸学院大学と相互評価を行っている。IR に関しては、「IR・EM 委員会規程」に基づき、IR・EM 委員会が活動している。令和 2(2020)年度からは、新たに「卒業時アンケート」および「学修成果の把握」アンケートを実施し、令和 3(2021)年度は IR 情報による教育課程の検証が行われた。

学科、各委員会においては、毎年度、PDCA サイクルを意識した事業計画書および事業報告書を作成することで、PDCA サイクルが確立されている。また、学長が「自己点検評価書」を踏まえて短期大学全体の事業計画書および事業報告書を作成し、大学運営の改善・向上を図っていることから、本学の PDCA サイクルは十分に機能している。